

地域課題を

住民・市長と共に考える

各地域で深刻となっている問題やその地域に根ざしたさまざまな課題の中でも、市との連携による解決を必要とするものについて、市長と課題に関連する地域の各種団体の代表などが認識を共有し、解決に向けた意見交換を行う「車座会議」を実施しています。

＜車座会議＞

- ①守口・土居地域コミュニティ協議会  
6月2日開催  
①防災対策について  
↓避難場所の開設や地域防災訓練などにおける共助の意識を深めることの重要性について意見交換を行いました。  
②京街道の再認識による地域活性化について  
↓文禄提を含めた地域活性化につながるイベントのあり方について意見交換を行いました。



②八雲地域コミュニティ協議会

- 6月30日開催  
①公園の整備や利用に際するゴミ問題、美化対策について  
↓公園内外の不法投棄の対策を含めた、利用したいと思える公園の整備などについて意見交換を行いました。  
②独居老人の支援、介護問題について  
↓独居老人の支援など市や関係諸団体との連携の強化について意見交換を行いました。

③下島地域コミュニティ協議会

- 7月3日開催  
①南海トラフ地震を念頭に置いた防災対策について  
↓要支援者の避難対応など市と関係諸団体との連携の強化について意見交換を行いました。  
②道路・街路整備について  
↓私道を含めた道路の整備推進について意見交換を行いました。

④錦地域コミュニティ協議会

- 7月19日開催  
①錦コミュニティセンターの将来構想について  
↓錦コミュニティセンターのあり方について意見交換を行いました。  
②錦地域における小・中学校について  
↓小・中学校に隣接する道路を含めた小・中学校の将来像について意見交換を行いました。

⑤八雲東地域コミュニティ協議会

- 7月20日開催  
①防災対策などについて  
↓避難場所や備蓄物資の確認など共助の意識を高めることの重要性について意見交換を行いました。

⑥庭達地域コミュニティ協議会

- 7月31日開催  
①災害時における危機管理について  
↓市からの情報提供など、市と地域と

の連携の強化について意見交換を行いました。  
③ ほか他意見  
Q. 証明発行窓口の混雑をどうにかできませんか？  
A. 混雑時において、窓口数を増やすことで、待ち時間が短縮されました。

Q. 地域の行事の際、より多くの展示物を飾ることができませんか？  
A. 協議の上で、地域の有志により体育室に有孔ボードを設置したことで、より多くの展示物を飾ることができるようになりました。

その他、詳しくはホームページに掲載していきます。  
問 コミュニティ推進課  
06・6992・1520

おめでとう！

市民一般表彰

市は市制施行記念日の11月1日に、市の発展に貢献された産業経済や教育・文化関係など、次の30人の皆さんを表彰しました。

- 東口博次・米田祐介・博多安美・大前喜美代・門田訓・河村三代・木村一夫・酒井久美子・田邊公子・永井宏和・盛田昭一・山内一宏・山崎美代子・塚本公春・濱上知之・古本久子・金崎幸子・富山利治・滝本馨・湖山鈺樾・坂巻一郎・原田章子・田中明美・玉久当志子・中野義博・山本賢二・山下雅史・高木満喜・山本直彦・辻本貴美子(順不同・敬称略)

教育功労表彰者

市教育委員会は11月1日、教育の分野で功労のあった26人2団体の皆さんを表彰しました。

- 【学校教育関係】  
内田隆久、大月卓哉
- 【生涯学習関係】  
今西多津雄
- 【スポーツ・青少年関係】  
中山浩二、足立隆、久米雅徳、菅田正幸、中西昭人、吉田とみ子、小林洋美
- 【競技関係】  
浦上天良、七牟禮友希、岡本紗希、谷邊萌衣、春名鞠恵、齊藤優希、中川球太郎、

古典芸能講座「敷居をぐん」と

低くなる歌舞伎鑑賞ガイド」  
1月10日(水)午後1時30分  
場市役所1階南エリア会議室104  
講師 天野光氏(古典芸能案内人)  
対市内在住者  
定先着50人  
申12月5日(火)から生涯学習課まで電話またはメール(講座名・氏名・住所・電話番号を記入)  
問 生涯学習課  
06・6995・3158  
Mori\_shougaigaku@city-moriguchi-osaka.jp

森本海咲希、正岡実桜、泰地風我、柳田一瑛、家村壮麻、竹田佳希、米田さくら、梅北真衣、前田稔輝、守口市立樟風中学校準硬式野球部、梶FC(順不同、敬称略)

問 市教委総務課

06・6995・3152

フレッシュ朝市

内守口市農業研究会が栽培した新鮮で安心なおいしい地場産野菜を販売します。ぜひ利用してください。  
時12月28日(木)午前8時30分〜(なくなり次第終了)  
場 市役所正面玄関前  
問 地域振興課  
06・6992・1491

消費生活センター日より

不用品を買い取ります」訪問購入トラブルにご注意を

【事例】

「不用品はありませんか。なんでも買い取ります」と電話があったので、来てもらった。用意していた靴やお皿などを見たが、これだけでは買い取れないと言われ、「貴金属はないかと聞いてきた。仕方なく指輪やネックレスなどを数点見せた。『売ってほしい』と言われ、断り切れず、指輪3点、ネックレス1点を7千円で売却してしまった。取り戻すことはできないか。』  
【助言】  
「不用品を買い取る」などと電話で勧誘され、家に来てもらったところ、貴金属の売却を強く求められたという相談が寄せられています。

訪問購入は特定商取引法で、業者が突然自宅を訪問して買い取りの勧誘を行うことは禁止されています。  
また、事前に連絡をしてきた業者であっても、当初の話とは別の商品の買い取りを勧誘することは禁止されています。勧誘に先立って、業者名や買い取る商品を明示しない業者との契約は避けましょう。

契約の際、事業者は消費者に対して、契約内容について記載した書面を交付する義務があります。書面に商品の特

徴や数などが正確に記載されているか、しっかりと確認しましょう。解約や返還を求める際の商品の特定にも必要となります。書面を交付しない業者、不十分な書面を交付する業者とは契約しないようにしましょう。  
売却してしまったが返してほしいという場合は、クーリング・オフ制度により、書面を受け取ってから8日間は無条件で契約を解除することができます。ただし、本やCD、家具などクーリング・オフが適用されない商品もあるので注意しましょう。

また、クーリング・オフ期間中は、商品の引き渡しを拒むことができません。売却に迷いがある場合などは、契約後すぐに商品を引き渡すのではなく、8日間商品を手元に置いて、冷静に考える時間を待ちましょう。  
何よりもまず、売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。  
トラブルになった場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。

問 消費生活センター  
相談専用電話  
06・6998・3600  
時 午前9時30分〜午後4時30分

土・日・祝日の相談窓口  
消費者ホットライン  
局番なしの188  
時 午前10時〜午後4時